

岐阜市建築工事設計者選定ガイドライン

平成18年4月28日決裁

平成21年3月30日改正

令和3年3月11日改正

(目的)

第1 このガイドラインは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）の趣旨を踏まえ、技術的能力を有する競争参加者の競争による経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な技術的要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、岐阜市が発注する建築工事に係る設計等の業務の受託候補者等の選定に関し必要な事項を定め、もって良質な公共施設の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 基本設計

基本的な計画をもとに、さらに詳細に敷地、立地条件等を調査し、関係法令に照らし合わせ、デザイン、材料、構造、コスト、工程等を検討し、平面、立面等の基本設計図を作成することをいう。

(2) 実施設計

基本設計に基づいて建物の構造計画及び設備計画を決定し、工事に使用する詳細図面、仕様書等の実施設計図、設計内訳書及び関係諸官庁に工事申請する図面を作成することをいう。ただし、建物用途、工事期間等の内容によっては、基本設計を含んで実施設計とすることができるものとする。

(3) 総合評価落札方式

価格のみならず競争参加者の業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力、技術提案書等を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた事業者を選定する方法をいう。

(4) プロポーザル方式

対象業務に対する発想、課題解決方法、取組み体制等の提案を求め、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定する方法をいう。

(5) 設計競技方式（コンペ方式）

対象業務に関する具体的な設計案を審査し、市にとって最も優れた設計案を選定する方法をいう。

(6) 共同設計方式

プロポーザル方式で事業者を選定する場合において、対象業務に関し地域の特性の反映が特に求められる場合に、地域の特性に精通する事業者及びそれ以外の事業者が業務を分担し共同で設計する方法をいう。なお、この取扱いについては、別途定める手続による。

(対象業務)

第3 このガイドラインは、建築工事費がおおよそ10億円を超える大規模建築物に係る、次に掲げる業務を発注する場合に適用する。ただし、建築工事費が10億円未満のものについても、工事内容により必要があると認められる場合は、このガイドラインを適用することができるものとする。

(1) 基本設計

(2) 実施設計（基本設計を含む場合を含む。）

(3) 前2号に準ずると認められるもの

(選定方式の決定)

第4 対象とする建築物を所管することとなる部長又は所属長（以下「所管部長等」という。）は、時間的な余裕をもって発注の選定方式の案を関係部局と協議して作成し、岐阜市建設工事等業者選定委員会要綱(昭和57年5月1日決裁)に基づく岐阜市建設工事等業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に選定方式採用要請書(様式第1号)を提出する。

2 選定委員会は、所管部長等から提出された選定方式採用要請書をもとに、第5の規定により採用する選定方式を決定し、採用選定方式通知書(様式第2号)により所管部長等に回答する。

3 選定委員会は、選定方式の決定に際し、必要と認めるときには、岐阜市入札監視委員会要綱(平成14年3月29日決裁)に基づく岐阜市入札監視委員会の意見を求めることができる。

(選定方式)

第5 選定方式は、次に掲げるものについて検討を行い決定する。その際、実施例の精査及び全国的な事例の調査を行い、必要に応じ価格も含め、さらに適切な方法となるよう工夫に努めるものとする。ただし、選定委員会が次に掲げるものよることが困難又は不相当であると認める場合は、これら以外の方式によることができる。

(1) 総合評価落札方式

公共工事の目的又は個々の調査若しくは設計の特性に鑑み、価格に加え多様な技術的要素も併せて総合的に考慮することで、求める品質の確保が図られる設計業務

(2) プロポーザル方式

ア 象徴性、記念性、芸術性、独創性又は創造性が求められる建築物等の設計業務

イ 地域の特性の反映に特段の配慮を必要とする設計業務

ウ 高度な専門知識又は技術的判断を必要とする設計業務

(3) 設計競技方式

記念的なもの、歴史的なもの、象徴的なものなど、高度な象徴性、芸術性、独創性又は創造性が求められる建築物等の設計業務であって、設計案による選定を特に必要とするもの

(4) 共同設計方式

プロポーザル方式による設計業務のうち、特に地域の特性の反映が当該設計業務において重要であるため、地域の特性に精通する事業者とそれ以外の技術力等に優れる事業者との技術力等の結集が求められるもの

(実施手順)

第6 所管部長等は、選定委員会の採用選定方式通知書に従い、次の手順により行うものとする。

(1) 総合評価落札方式

ア 総合評価落札方式による選定に関し、厳正かつ公正な執行を図るため、審査委員会を設置する。

イ 審査委員会は、その方式の選定が厳正かつ公正になされるよう、徹底した進行管理を行うとともに、次に掲げる事項の決定をし、対象業務に最も適すると判断されたものを選定するものとする。

(ア) 技術提案書の作成基準及び評価基準の決定

(イ) 技術提案書の評点付与

ウ 審査委員会は、市職員及び2人以上の学識経験者等で構成する。

エ 審査委員会に、特定の事項について審査する専門部会を設置することができる。

オ 審査委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

(2) プロポーザル方式による選定

ア プロポーザル方式による選定に関し、厳正かつ公正な執行を図るため、審査委員会を設置する。

イ 審査委員会は、その方式の選定が厳正かつ公正になされるよう、徹底した進行管理を行うとともに、次に掲げる事項の決定をし、対象業務に最も適すると判断されたものを選定するものとする。

(ア) 技術提案書の作成基準及び評価基準の決定

(イ) 技術提案書の評点付与

ウ 審査委員会は、市職員及び2人以上の学識経験者等で構成する。

エ 審査委員会に、特定の事項について審査する専門部会を設置することができる。

オ 審査委員会の議事及び運営に関して必要な事項は、審査委員会が別に定める。

(3) 設計競技方式による選定

ア 設計競技方式による選定に関し、厳正かつ公正な執行を図るため、審査委員会を設置する。

イ 審査委員会は、次に掲げる事項の決定を行い、対象業務に最も適すると判断されたものを選定するものとする。

(ア) 応募要領の作成基準及び評価基準の決定

(イ) 応募作の評点付与

ウ 審査委員会は、市職員及び2人以上の学識経験者等で構成する。

エ 審査委員会に、特定の事項について審査する専門部会を設置することができる。

オ 審査委員会の議事及び運営に関して必要な事項は、審査委員会が別に定める。

2 所管部長等は、第5に規定する選定方式により業務の受託候補者等を選定する場合は、次に掲げる事項を岐阜市公告式条例（昭和25年条例第29号）の規定により、岐阜市役所掲示場に掲示するとともに、その旨を市ホームページ等に公表するものとする。

(1) 業務の内容

(2) 参加資格要件及び参加に必要な書類等の作成、提出等に関する事項

(3) 技術提案書及び応募作等の評価基準

(4) 前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項

(事後評価)

第7 各年度において、選定委員会は、このガイドラインを適用した設計業務の成果を事後評価するものとする。事後評価において、品確法等の趣旨に照らし、その効果が十分でない場合、又は新たな問題が生じた場合には、このガイドラインの見直しとあわせ各選定方式の実施方法の改善を行うものとする。

(委任)

第8 このガイドラインに定めるほか、必要な事項は、選定委員会が定める。

附 則

このガイドラインは、平成18年4月28日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

岐阜市建設工事等業者選定委員会 委員長 様

〇 〇 部 長

選定方式採用要請書

選定方式の採用について、岐阜市建築工事設計者選定ガイドライン第4第1項の規定に基づき下記のとおり要請します。

記

1	業 務 名	
2	業 務 概 要	(できるだけ詳しく記入するとともに、資料を添付する。)
3	採 用 予 定 の 選 定 方 式	(〇〇〇〇方式を採用予定)
4	選 定 方 式 採 用 の 理 由	*プロポーザル方式で特に共同設計方式の採用を予定する場合は、別途定める規程により、地域の特性の反映の必要性及び分担項目を具体的に記載する。(設計及び計画指針を添付)

〇 〇 部 長 様

岐阜市建設工事等業者選定委員会 委員長

採用選定方式通知書

年 月 日付で提出のあった選定方式採用要請書について、岐阜市建築工事設計者選定ガイドライン第4第2項の規定に基づき結果を下記のとおり回答します。

記

1	業 務 名	
2	選 定 方 式	(〇〇〇〇方式を採用) *共同設計方式の採用の依頼があった場合においては、岐阜市入札監視委員会の意見を添付する。
3	特 記 事 項	(選定方式実施にあたって、特筆すべき事項を記入する。)